

運用指針

第2条①—口 現場特有の状況に対応するための創意工夫

## 土運搬ルートの変更

（東九州自動車道 シイ ダミナミ ウ サ  
椎田南IC～宇佐IC）

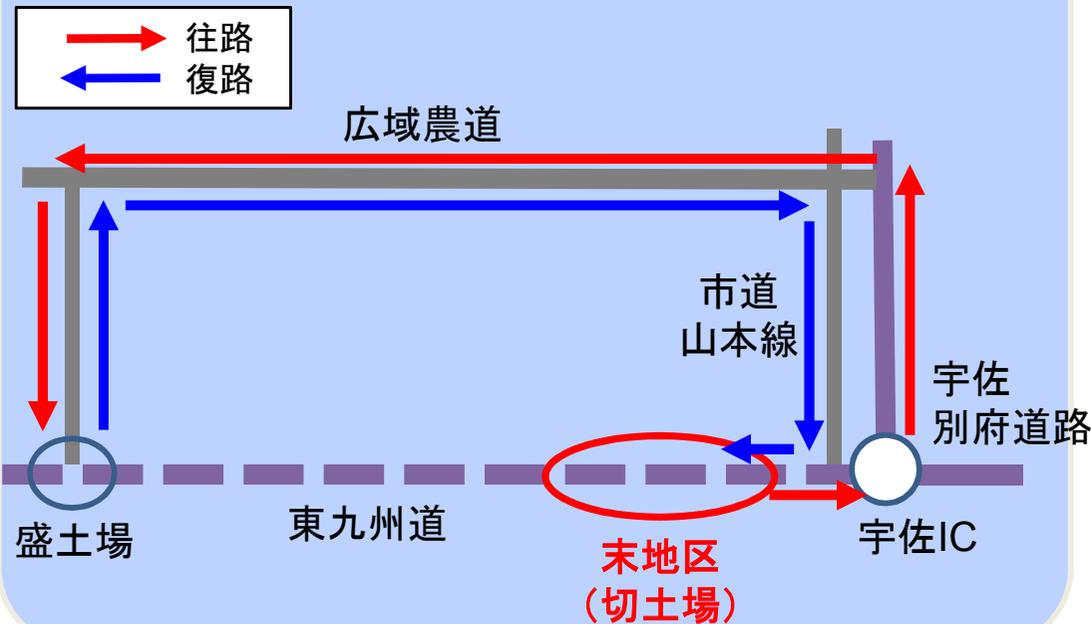
# 東九州自動車道 椎田南IC～宇佐ICの路線概要



- ・東九州自動車道は、福岡県北九州市を起点として、大分・宮崎・鹿児島各県を結び、鹿児島市に至る延長約436kmの高速道路。
- ・このうち、椎田南～宇佐間は、既に供用中の福岡県側一般有料道路椎田道路と大分県側一般有料道路宇佐別府道路に直結し、並行する一般国道10号等と一体的に機能することにより、地域間交通の円滑化に寄与し、効率的で信頼性の高いネットワークの充実を図り、北九州市内及び大分市内を結ぶ主要アクセスルートとして、重要な役割を果たします。

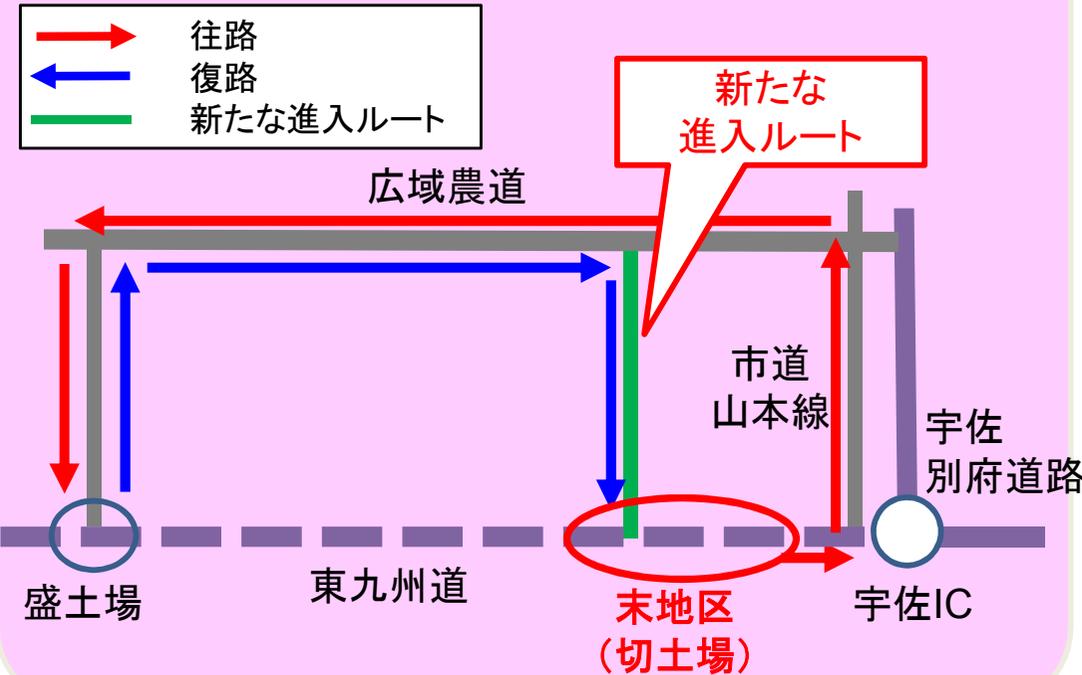
## 当初計画

- スエ
- ・宇佐市末地区切土場からの土運搬は、一般道利用車の通行を考慮し、**宇佐別府道路(往路)及び市道山本線(復路)**に分散させる計画



## 経営努力による変更

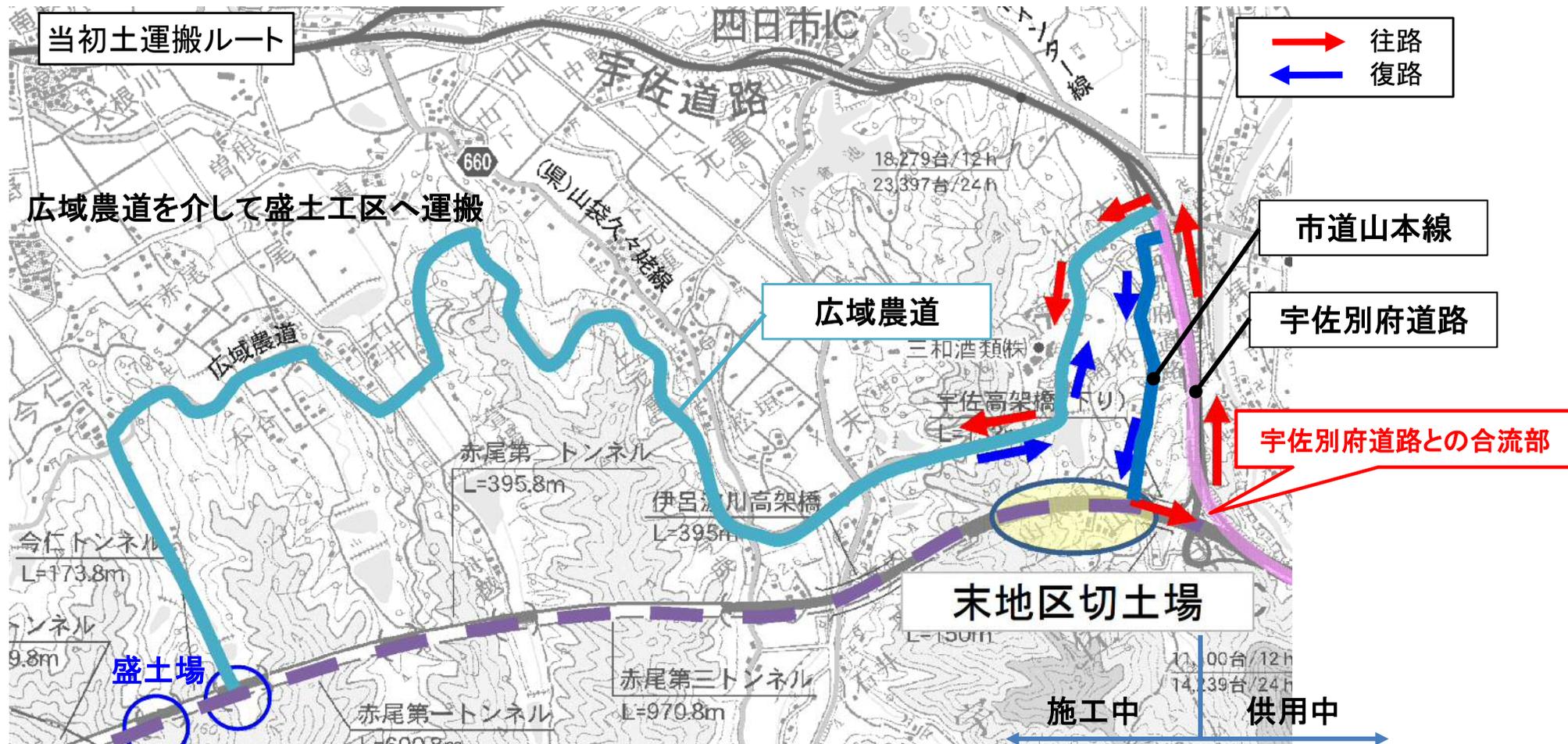
- ・宇佐別府道路合流部の車両集中及び一般車両の更なる安全確保から、当初計画の**土運搬サイクルが増加し、土運搬費が増大**
- ・**新たに進入ルートを整備し、土運搬距離を短縮**



# 土運搬ルート of 当初計画

スエ

- ・宇佐市末地区切土場からの発生土(約160万 $m^3$ )を各盛土場へ運搬する計画
- ・このうち「広域農道」を使用する土運搬は、市道山本線における一般利用者の通行を考慮し、**市道山本線と宇佐別府道路に分散させる計画**
- ・地元協議を実施し、了解を得た上で工事を開始





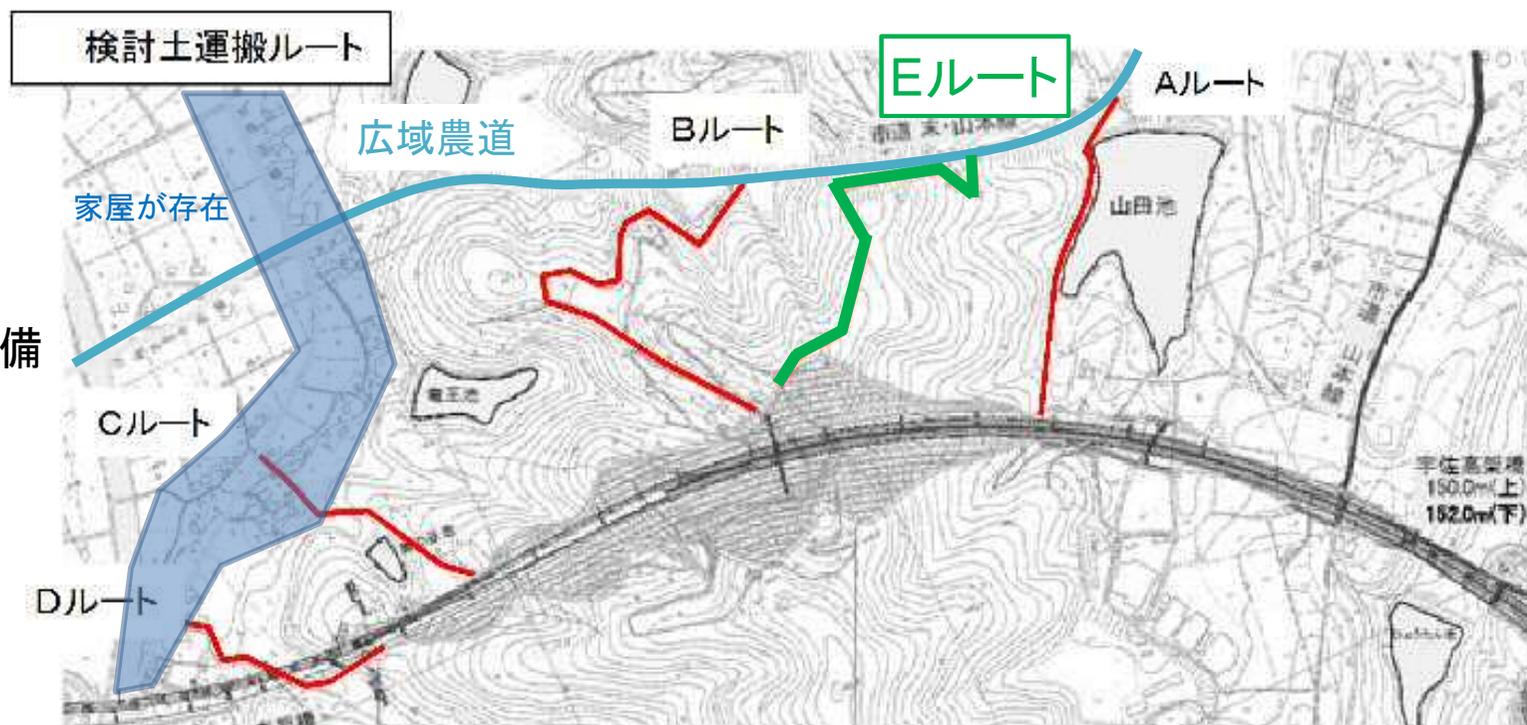
# 新たな進入ルート整備に向けた取組み①

- ・新たな進入ルート整備に向け現地踏査・検討を行った上で、**右記5案を立案**
- ・地権者は12名と多いものの、**工期短縮に寄与するEルート**で関係地権者及び地元地区に対し、借地協議、現道拡幅、安全性向上について**繰り返し説明し**（全23回）理解を得た

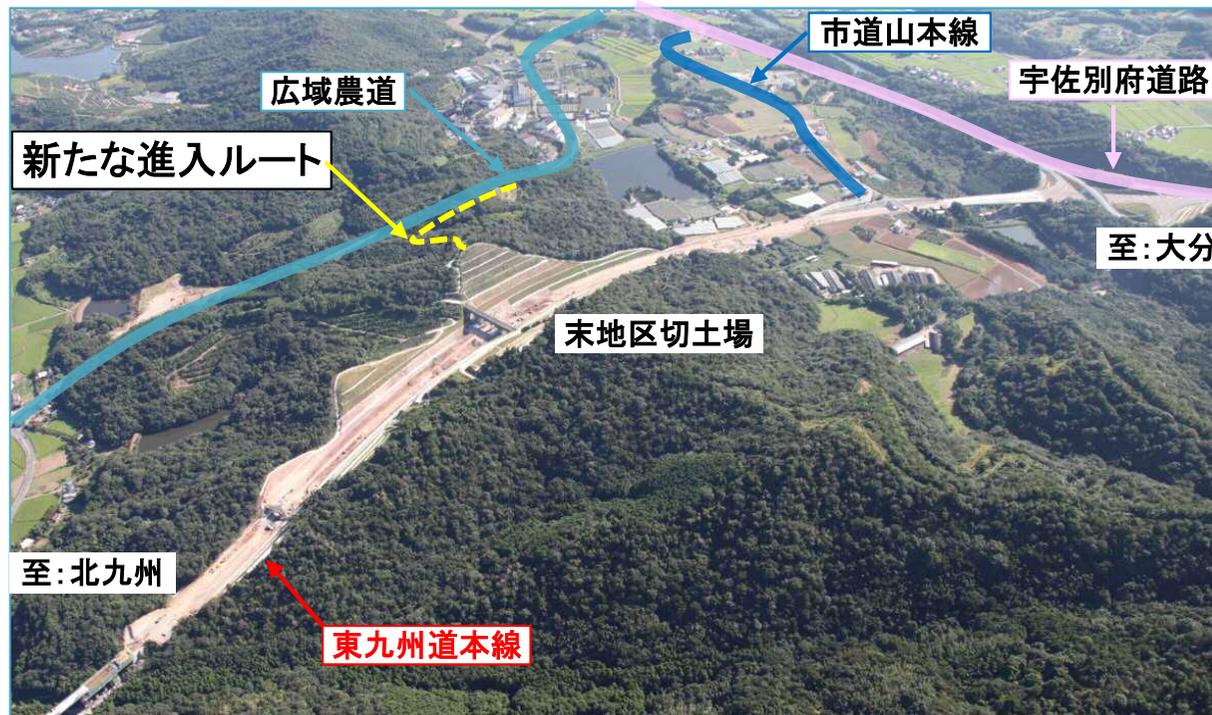


平成24年1～2月：工事用道路整備  
平成24年3月～土運搬使用開始

	地形条件・経済性	近隣住民への影響	関係者との協議
Aルート	○	○	×
Bルート	△	○	×
Cルート	○	×	△
Dルート	△	×	×
<b>Eルート</b>	<b>△</b>	<b>○</b>	<b>△</b>



# 新たな進入ルート整備に向けた取り組み②



新たな進入ルート整備状況



## 経緯

年月	経緯(協議・現場作業等)	協定・設計
平成19年5月～9月	当初計画による協議を実施、地元協議確認書を締結	
平成22年10月	宇佐工事(土工工事)契約	
平成23年8月～	市道を使用した土運搬開始	
平成23年9月～平成24年1月	新たな進入ルートについて検討、地元協議を実施(23回)	
平成24年1月	工事用道路変更計画の了承	
平成24年3月	工事用道路使用開始	

工事発注後に更なる土運搬サイクルの短縮及び安全性確保に着目し、新たな進入ルートを構築・変更したことは、**現場特有の状況に対応するための創意工夫**によるものである。

運用指針第2条第1項第1号ロに適合

## 《申請された会社の経営努力》

工事発注後に新たな進入ルートを検討し、  
土運搬ルートを変更したことにより運搬費を縮減

### 助成金交付における経営努力要件適合性の認定に関する運用指針(抜粋)

#### 第二条 経営努力要件適合性の認定基準

機構は、助成金交付申請をした高速道路会社の主体的かつ積極的な努力による次の各号に掲げる費用の縮減(適正な品質や管理水準を確保したものに限り)について、経営努力要件適合性の認定を行うものとする。

- ①次に掲げるいずれかにより、道路の計画、設計又は施工方法を変更したことによる費用の縮減。  
ロ. 申請の対象である現場特有の状況に対応するための創意工夫